

葉山マリーナヨットクラブ会則

第1章 総則

第1条(目的)

本クラブは、会員の親睦、相互扶助、操船技術の向上と共に、ヨットを通して地域社会の青少年の育成、ヨットの普及を図り、内外の関係諸団体と交流・親善を行なうことを目的とする。

第2条(名称)

本クラブの名称は、「葉山マリーナヨットクラブ」とする。

第3条(所在地)

本クラブの所在地は、神奈川県三浦郡葉山町堀内50番2(株)葉山マリーナ内とする。

第4条(活動)

本クラブは、前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

1. 会員の親睦、相互扶助を図るための活動
2. 海上の安全、操船技術の向上、および知識普及を図るための活動
3. 葉山マリーナの使用秩序および円滑な運営に助力する活動
4. 地域社会と関係を保ち青少年の育成に協力する活動
5. 本クラブ以外の諸団体との交流・親善・連携を図る活動
6. 以上の他、本クラブの目的に必要な諸活動

第2章 会員

第5条(種別)

1. 本クラブの会員は、代表会員、正会員、および特別会員とする。
2. 代表会員および正会員は、葉山マリーナ常置艇のオーナー若くはその関係者であって、本会則に従い所定の手続きを経た者とする。
1艇に2名以上の正会員がいないときは、その艇の正会員を代表会員と看做し、1艇に2名以上の正会員がいるときは、当該艇が本クラブに届け出た1名のみを代表会員とする。本クラブ理事会において必要と認め、本会則に従い所定の手続きを経たものを特別会員とする。特別会員には名誉会員と賛助会員を設ける。
3. 本クラブの会員で3年以上在籍した代表会員または正会員が、関係する常置艇を失った場合において、引き続き当クラブへの帰属を希望するときは、理事会での承認を経て、代表会員または正会員として継続または移行できるものとする。また継続に伴い、会員総会における議決権、及び第4章に定める役員の資格は、これを継続するものとする。
4. 本クラブの理事長経験者を名誉会員とすることができる。
5. 賛助会員は別に定める年会費を納入する義務を負う

第6条(入会)

1. 本クラブ会員になろうとする者は、所定の入会申込書に所定の事項を記載し顔写真を貼付して、理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 代表会員、正会員および賛助会員は、本クラブに対し、入会時、理事会において別に定める入会金および当該年度の年会費を納付しなければならない。
3. 代表会員、正会員および賛助会員は本クラブに対し、毎年3月末日限り、本クラブの運営および活動の実施に要する経費を負担するため、理事会において別に定める年会費を納付しなければならない。

第7条(退会および休会)

1. 会員が退会しようとするときは、退会を希望する日の1ヶ月前までにその旨を、書面をもって理事会に届け出なければならない。
2. 退会日が会計年度末の12月末日を越えた場合、次年度の会費は徴収される。
3. 会員が年会費を故なく2年以上支払わないときは、理事会において3分の2の議決を得て、これを退会とすることができる。
4. 3年以上会員であった者が求めたときに、理事会で認められた場合には、休会とすることができる。
5. 休会中の会費については、理事会において別に定める。休会員会費は休会を認められた次年度より適用される。
6. 会員は、第5条第2項に規定されるところの。葉山マリーナに關係する常置艇を失った場合には、第5条第3項の規定により会員資格を継続する場合を除き、翌年度より自動的に退会扱いとなる。

第8条(除名)

会員が本クラブの名誉を毀損し、又は本クラブの目的に明らかに反する行為を行なったときは、理事会において3分の2の議決を得て、これを除名することができる。この場合、除名決議を行なう理事会において、被除名者に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組織

第9条(組織)

当クラブの組織は、理事会が別に定める HMYC 組織図のとおりとする

第4章 役員

第10条(種別)

1. 本クラブには次の役員をおく。
 - ・理事
 - ・評議員
 - ・監査役
2. 理事および監査役の数は、会員の総数、役員数の推移などを考慮し、理事会で定める。
3. 理事のうち、1名を理事長、3名以内の数名を副理事長とする。
4. 理事長および副理事長は、本クラブの諸活動を運営するにあたり、本クラブの慣例に倣い会長および副会長と呼称することができる。

第11条(選任)

1. 理事は、本クラブ会員のうちから選挙によって選任する。
2. 理事の3分の2は、代表会員でなければならない。
3. 理事長は、理事会において理事の互選により選任する。
4. 理事長は、副理事長を任命するとともに、副理事長のうち1名を事務局長に任命する。
5. 事務局長は、会計を任命する。
6. 理事長は理事が欠け、又は必要と認めるときは、理事を任命することができる。
7. 評議員は理事長および副理事長経験者の中から、新しい評議員の候補者を選出し、総会に新評議員の任命に関する議案を提出する事ができる。
8. 監査役は、評議会が指名し、総会で任命する。

第 12 条(職務)

1. 理事は理事会を構成し、本クラブの業務執行を決定する。
2. 理事長は、本クラブを代表し会務を総括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌握し、理事長に事故あるときは職務を代行する。
4. 評議員は会議に出席して意見を述べることができる。
5. 監査役は、会の予算執行が適正になされていることを監査して、総会に報告する。また、監査役は会議に出席して意見を述べるができる。
6. 本クラブとして、対外的な契約、主催、後援、協力等については、理事会での決議承認を必要とする。また対外的に、金銭、債務保証等を伴う場合は、更に総会での決議承認を必要とする。

第 13 条(任期)

1. 理事長、副理事長、および理事の任期は通常総会終了の時から3年とし、理事長は再任しない。
2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前条の規定に関わらず前任者または 現任者の残任期間とする。
3. 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第 5 章 会 議

第 14 条(種別)

本クラブの会議は、会員総会、理事会、および評議会とする。

第 15 条(構成)

1. 会員総会は本クラブ会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事長、副理事長、および理事をもって構成する。
3. 評議会は、評議員をもって構成する。

第 16 条(権能)

1. 会員総会は、次に定めるものの他、本クラブの運営に関する重要事項を決議する。
 - ・ 会則改正
 - ・ 役員任免
 - ・ 予算、決算に関する事項
2. 理事会は、次に定めるものの他、本クラブの日常の運営に関する事項を決議する。
 - ・ 総会の議決した事項の執行に関する事
 - ・ 総会に付すべき事項
 - ・ 本会則において理事会の決定事項と定められた事項
3. 評議会は、次に定める事項を行う。
 - ・ 理事長を推薦すること。
 - ・ 理事長の業務執行を監査し、会員総会で報告すること。

第 17 条(開催)

1. 通常総会は、毎年一回、理事長がこれを招集して開催する。
2. 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき開催する。
3. 理事長は、本クラブ会員の3分の1以上の請求があるときは、請求日から1ヶ月以内に臨時総会を開催しなければならない。
4. 理事長は、前項の請求をうけたときは、臨時総会の日時・場所・会議の目的たる事項を、直ちに代表会員に通知しなければならない。この通知は、会員が本クラブに届け出た連絡先にすれば足りる。
5. 理事長は、随時理事会を召集する。
6. 理事長は、理事の3名以上の請求があるときは遅滞なく理事会を召集しなければならない。

第 18 条(議長)

会員総会および理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者が行なう。但し、会員総会において、役員任免に関する決議を行なうときは、その対象となる役員は議長となること出来ない。

第 19 条(定足数)

1. 会員総会は代表会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
2. 理事会は、理事の3分の1以上の出席をもって成立する。

第 20 条(議決)

1. 会員総会の議事は、出席した代表会員の票の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 代表会員は、書面又は代理人をもってその議決権を行使することができる。
3. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 理事に特別の利害を有する者は定足数に算入せず、また議決権を行使することができない。
5. 理事会の議事は、緊急の場合その他必要があるとき、書面による持ち回り決議をすることができる。

第 6 章 委員会

第 21 条(委員会)

1. 本クラブには、次の各委員会を置く。
 - ・ イベント
 - ・ レース
 - ・ クルージング
 - ・ フェローシップ
 - ・ 広報
 - ・ 渉外
 - ・ その他理事会の定める特別委員会
2. 委員会の委員は、理事会の議決を経て理事長が任ずる。各委員の兼務はこれを妨げない。
3. 各委員会の委員長は、当該委員会の委員を任命する。
4. 各委員長は、理事長の承認を得て、担当委員会業務に対する通知を、自己の名をもって本クラブ会員に通知することが出来る。委員長には理事をもってあてる。

第 7 章 財 務

第 22 条(財務)

1. 本クラブの経費は、入会金、年会費、および寄付金などをもってこれにあてる。
2. 代表会員は、自艇の会員の会費を連帯して納入する義務を負う。
3. 一年以上の会費未納については、本人への通知を経て、艇名、氏名を、クラブ内で公表(掲示版や会報等)することができる。
4. 本会の会計年度は毎年1月1日から始まり、12月31日までとする。

第 8 章 表 彰

第 23 条(表彰)

1. 本クラブは、本クラブの活動に貢献し、又は顕著な功績のあった者もしくは団体に対して表彰を行うことができる。
2. 表彰は理事会において決議する。
3. 表彰に際しては記念品を添えることができる。

1986年8月成立	1988年2月改正	1991年2月改正
1994年2月改正	1995年2月改正	1997年2月改正
2004年2月改正	2006年2月改正	2008年2月改正
2010年2月改正	2011年2月改正	2012年2月改正
2013年2月改正	2014年2月改正	